

「よねのしょう小学校」の校章デザインの選定について

(趣旨)

1 「よねのしょう小学校」の校章デザイン案募集に応募されたデザイン案の中から、校章デザイン(候補)を選定するため必要な事項を定める。

(選定基準)

2 選定基準は次のとおりとする。

- (1)“新しい小学校”のシンボルとしてふさわしいデザインであること。
- (2)地域の特色や“新しい小学校”でめざす子どもの姿を踏まえた校章としてふさわしいデザインであること。

“新しい小学校”でめざす子どもの姿

- ・夢をもち 未来を切り拓く 子ども
- ・心身ともに たくましい 子ども
- ・なかまや地域と つながる 子ども

(3)校区の児童、生徒、保護者及び地域が、将来にわたって親しみや愛着を持てるデザインであること。

(4)縮小・単色・白黒使用に耐えられるものであること。

(5)デザインの趣旨が明確であること。

(選定方法)

3 選定方法は、第1次選定、第2次選定により行い、その手順は次のとおりとする。

(1)第1次選定

①「松ヶ崎小学校・米ノ庄小学校 学校活性化協議会 総務部会」において、選定基準に基づき、応募のあった校章デザイン案の中から5点程度を校章デザイン候補として選定する。

②総務部会委員による投票または協議の上、総合的に判断して決定する。

(2)第2次選定

①「松ヶ崎小学校・米ノ庄小学校 学校活性化協議会」において、総務部会で選定された校章デザイン候補の中から1点を選定する。

②活性化協議会委員による投票または協議の上、総合的に判断して決定する。